

## 表彰規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（表彰等）

1 本協会は、本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関して功績の認められる者に対し、理事会の承認を得て、次のとおり表彰することができる。この表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(1) 特別功労賞 10年以上本協会理事等の役員として本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者

(2) 功労賞 本協会の加盟団体の会長、理事長又はこれに準ずる者若しくは登録公認審判員であって、本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に関し、顕著な功績の認められる者

(3) 優秀選手賞 本協会の登録選手（以下「競技者」という。）のうち、全国規模の競技会又は国際大会において優秀な成績を上げた者であって、心技ともに他の競技者の模範となり得ると認められる者

2 前項の表彰のほか、本協会の事業運営及びパワーリフティング競技の普及・発展に貢献し、その功績が特に顕著であると認められる関係者及び団体等に対しては、理事会の承認を得て、感謝状を贈呈することができる。

3 第1項の表彰の対象となり得る個人の推薦に関する手続及び審査基準等については、別途定める。

4 前項により推薦された個人については、表彰選考委員会で審査・選考し、理事会において決定する。

5 前項において規定される表彰選考委員会は、本協会の会長が指名する委員長と若干名の委員で構成され、委員長及び委員は本協会の役員又は会員から選任されるものとする。

6 第2項の感謝状贈呈の対象となり得る関係者及び団体等の推薦については、本協会の定款第21条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会において、該当団体の有無を審議し、該当者及び団体等がある場合は、その理由を添えて推薦書を理事会に提出する。

### 第3条（表彰の時期）

前条の表彰は、原則として、表彰を行う年度の前年度の年末までに受理した推薦書を対象として、年度当初の定時社員総会時に行うものとする。ただし、本協会又は加盟団体の設立周年記念、記念大会の開催等、理事会において承認された特定事業の際に表彰することを妨げるものではない。

### 第4条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決

を図るものとする。

#### 第5条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年10月1日に改訂し、同日より施行する。
- 3 この規程は、平成26年2月22日に改訂し、同日より施行する。
- 4 この規程は、平成28年2月26日に改訂し、同日より施行する。
- 5 この規程は、平成28年6月24日に改訂し、同日より施行する。
- 6 この規程は、平成31年3月9日に改訂し、同日より施行する。
- 7 この規程は、令和2年5月30日に名称変更及び改訂し、同日より施行する。
- 8 この規程は、令和5年7月5日に改訂し、同日より施行する。